

徳川後期における本間家の土地集積

稲 葉 泰 三

緒 言

一 集積面積及びその俵田渡

(一) 集積面積

(二) 俵田渡

二 地引の算定並に取入地の耕作者

(一) 地引算定方法

(二) 取入地の耕作者

結 び

緒 言

庄内農業の現状に關する調査研究は多いが、その成立過程に關する史的研究は少ない。東北農業の地域性を問題にする限り先ずその發展過程が問題にされねばならないと思う。このような意図のもとに山形県刊行の本間家所蔵資料を検討中であるが、本稿はそのうち『土地集積過程 第一集上巻、自宝曆三年至慶応三年 覚帳』（以下集積過程と略す）の分析である。初めて經濟史を取扱う筆者にとってはすべてが不可解で未だ資料整備の域を出ないものであるが、『土地制度史学』第三号⁽¹⁾によって明治二年現在、同家の推定所有面積を知り、これを筆者の集計と比較すると余りに大きな差があるので、これを公表することにしたのである。同誌に引用されている推計によると俵田高三万一千余俵、推定田面積一千二百四十六町余であるが、『集積過程』から筆者が集計した面積は慶応三年現在、田畑谷地を含めて四百四十四町、俵田（畑）渡米約三万俵、大豆約九百六十俵である。俵田（畑）渡に大差はないが、

面積は畑谷地を含めても三分の一に過ぎない。もっともこの集計面積は集積面積の全部ではない。然し、『集積過程』に記載された面積の殆ど全部である。俵田(畑)渡に大差がないのに面積にどうしてこのような大差が生ずるのであるか。これを解く鍵は同家の資料にあることはいうまでもないが、同時に又当時の社会事情のうちにこれを求めなければならぬであろう。その研究の資料を提供したいと思うのである。

本題に入る前に先ず『集積過程』とはどんなものかを説明することが順序であろう。次にその概要を述べる。

この資料は山形大学教授柏倉亮吉、同助教授山崎吉雄両氏の共同編纂に成るもので、宝暦三年(一七五三年)から慶応三年(一八六七年)まで一一五年に及ぶ(宝暦五、六、七、八、一一、一二、一三、一四の八年、安永二、八の二年、計一〇年分欠)本問家の「大福帳」の一である「万覚帳」から、編者の言をかりれば「主として地主として記録された資料」を集録したものである。具体的に示せば宝暦三年、明和三年、同五年乃至八年の「御田地買入覚」、宝暦四年の「御田地引払」、同九年の「御田地引出し控」、同一〇年の「御田地引」、明和二年の「御田地買求地引」、同四年の「御田地年季譲証文貸入」、同九年以降の「御田地買入地引渡方」及び寛政一三年以降の「御田地請返地引請取」に若干の証文類を加えたものである。年により「抄」という附記があり、文章が省略されたところもある。これらの記録名が示すように土地の取入と請返に関する金銭出納の記録であるが、稀に舟、建物に関する記録も含まれている。又証文類には土地に関するものの外貸金米証文も含まれている。

記録の形式及び内容は年により又各取入、請返によって精粗を異にするが、明和五年以降稍統一されたものとなる。その主な事項とその記録の状況を次ぎに示す。

(一)地引支払(土地取入)に関する事項

1、支払時期

2、支払高

3、相手方の住所（村）氏名。氏名に質入主、譲主の頭書のあるものもある。

4、土地に関する事項

(イ) 所在地（領、郷、村）

(ロ) 田、畑、山林、谷地、屋敷の別。この区別の記入を欠くものが多い。又異種の土地が一括されている場合も多い。

(ハ) 面積。一般的に記録されているのは明和五年以降であるが、その記入を欠くものも多い。山林はすべて面積の記入がない。

(ニ) 分米及び免。免の記入あるものは少ない。

(ホ) 年季。この記入を欠くものが多い。

(ヘ) 俵田（畑）渡。この記入を欠くものもある。

(ト) 年貢諸役。定引又は与内米、代家給、作人手間等立上計算に必要な事項。この記入のあるものは総口数の約三分の一に過ぎない。

(ヲ) 立上

(三) 地引請取（請返）に関する事項

形式内容共に地引支払の場合と同じであるが、請返された土地の取入時期が加わる。然し、土地に関する事項

(取入時期を含めて)の記入を欠くものも相当多い。

以上の通りで、この資料によって比較的正確に知り得るものは地引の収支であるが、これも土地集積の記録としてこれを見るときは記入洩と思われるものも相当あるようである。それは増金(後述)された土地又は請返された土地で取入に記録されなかったものも少なくないことからわかる。要するに『集積過程』は土地集積に関する貴重な資料ではあるが、どちらかといえば土地を介して発生した金銭(銀、米、米札を含む、以下同じ)の出納記録で、土地勘定の記録ではない。

ついでに印刷の誤と思われるものが多いことについて述べる。俵田(畑)渡、年貢諸役、差引立上の計算記録がある場合の誤は原本の誤もあろうが、主として印刷の誤と思われるものが多い。最も遺憾なことは単位を示す点の打ちどころの誤である。例えば田面積五町余、分米五石余というのがそれである。分米は反当一石内外であるから、分米が正しいとすれば面積が誤であり、面積が正しいとすれば分米が誤となる。このような誤は頁によって甚だしく、印刷に際し校正を省略したのではないかと思われるものもないではない。調査集計に当っては極力吟味し訂正することに努めたが、己むを得ず除外したものも多い。しかし、集積面積の集計に当っては極力除外することを避け、誤と思われる場合も計算に加えた。それは、例えば誤であるとしてもその集計面積に及ぼす影響がそれを除外した場合よりも少ないと見たからである。

註(一) 『土地制度史学』第三号三四頁。

一、集積面積及びその俵田(畑)渡

(一) 集積面積

舟、建物その他土地以外のものに関するものを除き金銭の受払はすべて地引と看做し、支払の部に記入された土地を取入地と、又請取の部に記入された土地を請返地と呼ぶことにする。集積面積は取入地の面積から請返地の面積を控除したものである。「集積過程」の記録から取入地とはどんなものか、年季譲か、質入か又は書入によるものかといった区別を知ることが困難である。次ぎにその理由を述べる。

地引受取人の氏名に譲主、質入主という頭書のあるものとなないものがある。この区別は同一年内の記録に見られる。この三者の間にどのような区別があるのか明かでない。口数からいえば氏名だけで頭書を欠くものが圧倒的に多い。

取入地には何年季或は永譲という年季のあるものとなないものがある。この区別も明かでない。年季の記入を欠くものが多いが、そのうちに年季の定あるものが含まれていることは増金又は請返の記録から知ることができる。然し年季の記入のないものがすべて記入を省略されたものであると断定すべき記録も見当らぬ。

取入地の年季の有無に拘わらず、本間家がその土地の年貢諸役を負担し、その土地の使用者から俵田渡(便宜俵畑渡を含める。以下同じ)を徴収しているものがある。土地に課せられた年貢諸役を負担し(頼納は本間家の負担と看做す。頼納であることの明かなものは安永四年に一口「一八貫」あるだけであるが、多数の年貢諸役の記入を欠く取入のうちにもあるかも知れない)、土地使用者から俵田渡を徴収し得るということは、取入地に請返又は質戻という条件がついているに

せよ、本問家が地引の支払によってその土地の使用収益権を譲り受けたものと見てよい。これが真の取入地といふべきものであろうが、その取入口数は総取入口数の約三分の一に過ぎない。年貢諸役の記入を欠くもののうちにも本問家が年貢諸役を負担しているもののあることは前述の年季の場合と同じ理由で明かである。然し俵田渡の記入ある取入地すべての年貢諸役を負担しているものとはいえない。書入又は引当の土地も含まれているかも知れないからである。実際、天保九年の取入に一口書入が記入されている。証文では書入又は引当と質との区別は困難である。又請返地引の増金をとったものがあり、又その分割払を認めているものもある。これらの地引はどのようなのであったか、全く不明である。^(註)

(註) (1) 書入を含む例。

「……滞納に付右九俵地請取……地代金を為書入候得共地引金なしに請取置」二四九頁。

(2) 質入と書入の証文例。

(4) 質入証文例 (三四五頁)

横山組広野新田村分拙者所持之御田地質入ニ指上拾ヶ年季ニ金子借用申証文之事

一金五兩者 文金小判也

此質入

本側屋敷

中畑式拾壹歩 分米五升六合

此畑渡口壹俵五升 納四斗八

右ノ御畑地質入ニ仕書面ノ金子借用仕只今不殘請取申処実正ニ御座候但利足ノ儀ハ格別御憐愍以思召金拾両ニ付一ヶ年

ニ米二俵宛ニ被成下置仕合奉存候然ル上者当秋ヨリ利米二俵宛年々指上其上来ル子ノ年ニ罷成候ハバ元利急度可仕候若^{***}
相滞候ハバ質地相渡少茂御苦勞相掛申間敷候為其村役人以加判ヲ金子借用証文仍如件

天保二年卯七月

以下略。*は一俵の誤、又**は「返済」の二字脱字と思われる——筆者。

(四)引当証文例(三四九頁)

平田郷手藏田村分御田地引当仕金子借用証文之事
一金百貳拾兩 文金小判也

此引当御田地

ふじ

下田一畝十八歩 分米一斗七升六合 此俵田渡三俵

水上

下々田二十四歩 分米七升二合

下田二反歩 分米二石二斗 此俵田渡二十俵三斗

反畝合二反二畝十二分 分米二石四斗四升八合

此俵田渡二十三俵三斗 免二ツ七分 納四斗入

内三俵二斗六升八合八勺御年貢出方 乗免三ツ三分

二俵三合一勺 一割与内米

残十八俵二升八合一勺 正作徳米

右者金子要用ニ付借用仕體ニ受取候処実正ニ御座候但利足儀ハ金拾兩ニ付米二俵ノ割合都合二四俵宛年々御勝手次第ノ

処ニ急渡相立可申候返済ノ儀ハ来成ノ暮ヨリ五ヶ年目實暮ニ罷成候ハバ元利共急度勘定可仕候万一年季ノ内利米相滞又ハ五ヶ年目元利相滞候節ハ右引当ノ御田地無違乱相渡可申候為後日村役人並口入加判ヲ以借用証文仍而如件

年代不詳。

以下略

(3) 請取地引増金の例

文政九年（一八五頁）、請取地引七一兩二分「内六五兩ハ元金六兩二分ハ増金」とあり、増金をとった例は多い。全部一割である。

(4) 請返の請取地引分割の例

文化一五年（一五七頁）請取地引二四兩、「文化一三年二一八兩ニテ取入、今年ヨリ一〇年賦」。この面積は取入に記入されている。

地引は一般に地価と解されているが、『集積過程』のそれは前述の通りで均質のものではない。要するに取入地は貨幣の支払によって何等かの権利を得た土地で、その支払った貨幣が地引であり、請返地は前に支払った地引を回収することによってその権利を失った土地であるというより外はない。集積面積は両者の差である。第一表の集積面積はこのような性格のもので、そのすべてに對し本問家が使用収益権を持つとは限らない。然し、その殆ど全部は明治以降同家の所有に歸したものと思われる。

次に計算方法について述べる。

集積面積に含まれている地種は田畑谷地及び屋敷であるが、主たるものは田畑である。取入には山林及び若干の水路、道路もあるが、面積が不明であるので含まれない。谷地は草地の類と思われるが、谷地田或は谷地畑というものもあり、田畑と一括されている場合も多く、実状は田畑であるもの又は田畑に附属しているものが多いと思わ

れる。屋敷も実状は田畑らしく、分米から見るとその大部分が田畑であると思われるものが多い。然し、その地引に建物価額が含まれている場合は除外した。この面積は少ない。これは殆ど全部宅地で市街地にあるものが多いようである。

地種名の記入を欠くものが多いが、分米から見ると大部分が田畑であると思われる。地種別の集計をしなかったのはその区分のないものがあるばかりでなく、異なる土地が一括記入されている場合が多く、これを

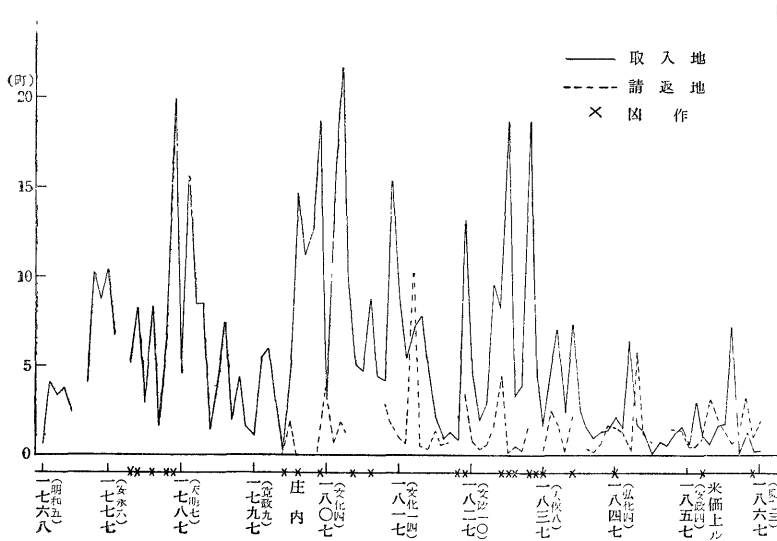
第1表 集 積 面 積

	取 入		請 返		差 引	累 計
	口数	面 積	口数	面 積		
昭和3年(1766)	1	反畝歩 1.316	—	反畝歩 —	反畝歩 1.316	反畝歩 1.316
昭和5 —安永6 ⁽¹⁷⁶⁸⁾ —1777)	129	478.617	—	—	478.617	480.003
安永7 —天明7 ⁽¹⁷⁷⁸⁾ —1787)	169	638.315	—	—	638.315	1,118.318
天明8 —寛政9 ⁽¹⁷⁸⁸⁾ —1797)	220	553.924	—	—	553.924	1,672.312
寛政10 —文化4 ⁽¹⁷⁹⁸⁾ —1807)	216	807.806	12	70.403	737.403	2,409.715
文化5 —文化14 ⁽¹⁸⁰⁸⁾ —1817)	395	990.129	21	97.529	892.600	3,302.315
文化15 —文政10 ⁽¹⁸¹⁸⁾ —1827)	175	483.323	42	197.516	285.807	3,588.122
文政11 —天保8 ⁽¹⁸²⁸⁾ —1837)	337	724.000	39	98.612	625.318	4,213.510
天保9 —弘化4 ⁽¹⁸³⁸⁾ —1847)	156	317.102	55	115.029	202.003	4,415.513
弘化5 —安政2 ⁽¹⁸⁴³⁾ —1857)	105	145.108	63	126.306	18.802	4,434.315
安政3 —慶応3 ⁽¹⁸⁵⁸⁾ —1867)	56	169.329	96	160.900	8.429	4,442.814
計	1,959	5,309.319	328	866.505	4,442.814	—

- 備考 1. 土地集積過程第一集上巻により算出。
 2. 安政2年及び8年欠。
 3. 寛政12年以前の請返は不明。
 4. 地種その他計算方法の詳細については本文参照。

区分集計しても無意味だからである。

地引のうちに増金(後述)というものがある。これは契約の変更又は更新によつて生じた、既払の地引と新地引との差額の支払である。故に増金された土地は既に取入に記入されていなければならない筈であるが、記入されていないものも多い。このような場合には増金のとき取入れたものと看做し、取入地に加えた。同様に請返地も取入に記入されていなければならないものであるが、記入されていないものが多い。この場合には取入れなかったものと看做し、取入地より控除することをしない。然し、取入と増金又は請返との関係は必ずしも分明に記入されていないので、正確にこの方法を実行したとは云えない。記入不分明の一端を示すと、取入面積と増金面積又は請返面積とが一致せず、一口の取入地が分割されその一部が増金又は請返されたと思われるものがあり、反対に年次を異にする数口の取入地が、しかもその一部が、一括して増金又は請返えされたと思われるものがある。又請返又は増金に記入された取入年



第一図 各年の取入請返両面積

次が実際の取入年次と異なっているものがあり、稀には譲主と請返人と異なる場合もある。このような事情から取入地と増金又は請返地との照合は簡単なものばかりではないのである。このような場合には土地の所在地、分米、俵田渡、年貢等一切の記入を照合し、ときには取入年次に拘わらず相手方の譲地全部を検討し、面積に著しい相異がある場合には記入洩と看做して取入に追加し或は請返から除外した。この方法で取入に追加された増金は五九口、その面積三三町二反八畝、反対に取入れなかったと看做された請返は六八口である。この大部分は面積の記入を欠くものである。面積その他の記入を欠き取入の有無を判別し得なかった増金口数も非常に多い。資料がこのようなものであるから、別口でないものが別口と看做されたり、その反対の場合もあろう。然し集積面積の誤差は過小ではなくて過大の方にあると思っている。

集計面積には未だ年季中のものも含まれている。年季の記入のあるものは少ないが、その記入を欠くもの必ずしも永譲ではない。それは増金又は請返の際年季明に付云々と記入されていることから明かである。故に年季の記入あるものだけを除外しても意味がないのである。記入された年季は一般に一〇年乃至三〇年である。従って天保九年以降の取入地に年季中のものが多いと云える。第一表によれば取入に対する請返の割合は、口数と面積とでは異なるが、共に一六%台である。年季中の取入地もこの割合で請返されるものと仮定すれば、天保九年以降の取入地六三町を全部年季中と見ても集積面積の減少は一〇町に過ぎない。

第一表の集積面積を前記推定面積と比すれば、誰でもその少な過ぎることに疑問をもつであらう。この集積面積は実際の集積面積より少ないことは確である。そのことは記入洩のあることと面積の記入を欠く地引のあることの二つの事実からいえることである。記入洩については、いまのところ、検討の方法はない。そこで総地引中に占め

る面積の記入ある地引の地位を見よう。

面積の記入を欠く地引にはその他の事項の記録も省略されているものが多い。又少数例であるとはいえ、舟、建物、物の取入も含まれている。更に又「土地なし」と明記された支払も二口ある（文化元年、八九頁）。記録の内容がこのようなものであるから、面積の記入を欠く支払が果して地引であるかどうか疑問もあるが、明和五年以降の総支出から増金、山林、建物その他土地に関係のない支出を除くと、その口数二、〇三五、地引一四四、三六四両（端数切捨、以下同）、九〇五匁、一、三一七貫文、八、二七〇俵（米及び米札、以下同）である。そのうち面積の記入を欠くものの口数一二八、地引八、八六七両、四七匁、一四七貫文、一、八二八俵である。これは比価不明のため支払形態そのままを示したものであるが、支払のあった年に最も近い前後の年の比価を参酌し、試みに両替すると、総地引一四六、九五六両、うち面積の記入を欠くもの九、四一二両となる。前者に対する後者の割合は六・四％、従って取入地の地引は九三・四％を占める。

総地引から増金を除外したのは、増金は既に取入れられた土地に対して行なわれるものであるからであるが、そのうちには面積及び取入年次の記入を欠き取入に記入されたかどうか不明のものがある。その口数は一二五、金額二、八七三両に達する。このうちには数回にわたる取入地の一部と記入洩と思われる土地とが一括されたらしいもの三口、二二八両を含むが、それ以外は大部分記入洩の土地に対するものようである。その面積を知る方法はないが、取入の明かな土地に対する増金の例によるときは、面積の記入を欠く地引に匹敵するものと思われる。^{（註）}

（註） 取入に記入された土地の増金は二七三口、六、一八五両で、その面積八七町八反である。平均一口当増金二二・七両、同反当七両となる。前記面積の記入を欠く取入不明の増金の平均一口当金額は二二・一六両で、僅少の差に過ぎない。それは、

後に見るように、増金の意味からいえば当然のように思われる。そこで反当七両でこの面積の記入を欠く増金の面積を推定すると四一町となる。然し、このうちには既に計算ずみの取入地を含む三口があるから、その面積を四〇町以内と見るのが妥当であらう。

ついでに総集積面積の推定を試みよう。後に見るように、地引の多少は必ずしも取入面積の大小を意味せず、同じ地種、同じ品等の土地でも取入によって著しくその地引を異にする。従って地引の多少によって面積を推定することはできないものであるが、仮りにその割合で面積の記入を欠く地引六・四%を含む総地引の集積面積を推定すると四七八町となる。

$$\begin{array}{r} \text{反} \\ 5,300.324(A) - 332,924(B) \\ \hline 0.936 \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{反} \\ \text{町} \\ + 332,924 - 866,505(C) = 478.3 \end{array}$$

(A)は第一表の取入面積、(B)は(A)に含まれる当初地引不明の増金面積、この外控除すべき面積として地引の記入を欠くもの若干あるが、少面積につきこれを無視した。(C)は第一表の請返面積である。

俵田渡の記録があるが面積の記入を欠く宝暦三年―明和四年の俵田渡一、一九二俵(第二表)、平均反当俵田渡(後述)を三石と仮定すると、その面積一六町、記録を欠く一〇年間の取入面積を明和五年以降の年平均取入面積で取入れたものと仮定すると、増金面積を除く年平均取入面積五町余、一〇年分五〇町、両者計六六町、前記面積の記入を欠く取入不明の増金推定面積四〇町、四者合計五八四町、外に面積不明の俵田渡一、一五六俵(後述)がある、前記反当俵田渡でその面積一六町とすれば総計六〇〇町となる。

取入不明のため除外された請返六八口中面積の記入あるもの一九、その面積二町六反余、面積の記入のない取入不明の地引請取四九口、三、〇二六両三分三朱、三九匁余、錢四五貫、米七〇俵、これを前述の方法で両替すると約三、〇五一両、取入地平均反当地引でこれを換算すると一〇町九反、取入不明請返地計一三町五反、これを一四町と仮定して前記六〇〇町から控除すると五八六町となる。

第一表の集積面積は実際のそれではない。然し『集積過程』からはそれを知ることができない。実際の集積面積としては更に宝暦三年以前の取入がある。覚帳に土地取入に関する特別の口座が設けられたことはその事務の繁忙化を意味するが、これまで見て来たように、それは地引の勘定記録であって、土地勘定に関する記録としては甚だ不完全である。実際は土地勘定に関する別個の記録があったのではなからうか。天明七年(四〇頁)の取入の記録に委細は証文にあるが「御田地扣ニハ当五月付出置候」とあり、又享和二年の請返の記録に「元帳改消」の文字がある。天保一三年の取入一口(二六二頁)にも「本帳」なる文字がある。

次に第一表を補足するため年次の取入状況について簡単に述べる。

集積面積の増加を一〇〇町単位で区切り、それに要した年数を見ると、始めて一〇〇町台に達したのは天明六年(一七八六年)で、明和五年から一九年目である。しかしその間記録を欠く年が二年あるから、実際の所要年数は一七年である。二〇〇町台は文化元年(一八〇四年)で同じく一七年を要している。三〇〇町台は文化一〇年で、その所要年数は僅かに九年である。その後の増加は緩慢で、四〇〇町を突破するのは天保六年(一八三五年)で二二年を要している。その後の増加は更に緩慢で、天保六年の四一六町から嘉永二年(一八四九年)の四四八町に達するまで、三三町を増加するのに一四年を要している。嘉永二年の四四八町を最高とし、その後は取入の減少と請返の増加によって集積面積は減少に転じ、結局慶応三年には四四四町となるのであるが、嘉永三年以降は一進一退を繰り返えし停滞的である。

年間取入一〇町以上の年は安永四年、同六年、享和三年、文化一、二、三、五及び六年、文政九年、天保三年及び六年の計一三年(天保一〇年の集積面積は七町一反であるが、面積不明の俵田渡六〇〇俵があるから、実際は一〇町以かも知

れないで、その取入面積二〇一町、総取入面積の三五%に当る。そのうち一一〇町は享和三年と文化年間五ヶ年の取入で、その一ヶ年平均取入面積は一八町を超す。これが集積面積の二〇〇町台から三〇〇町台に達する所要年数を短縮した原因である（第一図参照）。

概して天保中期から取入面積は減少するが、請返面積は逆に増加するので集積面積は減少乃至停滞的となる。請返面積が取入面積を超過する最初の年は弘化三年（一八四六年）であるが、その後慶応三年まで二一年間のうちに請返面積が取入面積を超過する年が一三年もある。年と共に取入面積が増加するに伴ない年季明に達する土地も増加し請返面積が増加するのは当然であるが、その増加を抑制し、集積面積の減少を阻止している表面上の原因は増金^(註)である。しかしその真の原因は讓主に請返えす能力を欠くことと当時の社会的事情、特に交通事情、の下では取入も亦地域的にその限界に達したということにあろう。

（註）増金の増加、取入の減少の一例として停滞期最後の二〇年間の地引払出総口数とそのうちの増金口数を示す。割弧内は総口数。

安政三年三（二六）、同四年二（九）、同五年一（六）、同六年八（一四）、同七年三（五）、万延二年八（二八）、文久二年一四（二二）、同三年五（一三）、同四年二（三）、元治二年五（一四）、慶応二年三（四）、同三年二（三）。

土地が貨幣を介して農民の手から不耕作者の手に渡することは貨幣経済の農村浸透に伴う農民の貧困化を示すものであることはいうまでもない。その貧困化の原因として、しばしば、凶作があげられるが、その誤であることも亦云うまでもない。しかし、凶作と取入増加との間に密接な関係のあることは事実である。当時東北地方には殆ど毎年のように凶作があったようである。『積雪地方農村経済調査所報告第八号』（昭和一〇年九月）所載の「凶作飢饉年

表」によると宝暦から慶応三年まで一一七年間に山形県の凶作年は六四を数える。このうちには旱害、洪水又は雹害というような局地的のものも含まれている。このうちから関係地域が庄内地方と明記されているものと関係地域が庄内以外の地域であっても凶作の原因が早冷霖雨というように県下全般に及ぶようなものを拾って見ると二二年になる。この凶作年と年次的地引払出とを照合して見ると、確かに凶作の年かその直後の年に地引の払出口数並に金額が増加し、取入の多かったことがわかる。前に見た取入面積の多かった年がそれである。しかし天保の半以降は事情が異なる。凶作による取入の変動の巾が小さい。凶作の程度が不明であるから、取入の増減を直ちに凶作の有無に結びつけることはできないが、天保の半以降の凶作による取入の増加はそれ以前のような大巾な増加はなく、一般的減少傾向がその増加のうちにもあらわれていることは注意すべきことである。^(註)これは農民層の分解が進行し、一方に凶作に堪え得る富農層が形成され他方に土地をもたぬ貧農層が形成された結果と思われる。これが亦取入の減少と集積面積の増加を停滞的ならしめた原因の他の一面であろう。

(註) 天保以降の凶作年と地引払出口数(増金を除く)を示す。

凶作年	地引払出口数
天保二年	五五 前年二七
" 三年	八〇
" 四年	二五 五年二四
" 六年	四五
" 七年	三二
" 八年	二二

〃 一二年	一〇	前年一七	一三年一〇
弘化四年	一二	前年一〇	五年一三
慶応二年	一	前年九	三年一

(11) 俵田(畑)渡

ここでいう俵田渡又は俵畑渡(以下両者を含めて俵田渡と略称する)は取入地従つて又請返地に記入された俵田渡である。一般に俵田渡は小作料とされているが、『集積過程』に示された俵田渡のすべてが本間家の小作料に当るかどうかについては疑問がある。既に見たように地引に疑問のあるものも含まれているからである。しかしここではそれを問題にしない。大部分の土地はその俵田渡で早晩本間家の土地となったものと思われるからである。

俵田渡には米、大豆及び貨幣の三形態がある。貨幣俵田渡は極めて稀で、その金額も少ないから、ここではとりあげない。第二表は地引払出に記入された取入地の俵田渡から地引請取に記入された請返地の俵田渡を控除したものである。各一〇年目の集積面積について取入に際しとり決められた俵田渡を示すものである。その計算方法は第一表の集積面積のそれと全く同じである。然し、第一表の集積面積に完全に見合うものではない。面積の記入を欠く取入地の俵田渡を含み、面積の記入があつて俵田渡の記入を欠くものもあるからである。しかし、面積の記入があつて俵田渡の記入を欠くものは極めて少なく問題にする程のものではない。反対に俵田渡の記入があつて面積の記入を欠くものが非常に多い。この限りでは集積面積よりも俵田渡の方が実際に近いと云えるが、面積、俵田渡共に記入を欠く地引のあることは既に述べた通りである。

計算に当っては俵入即ち俵の容量を次のように仮定した。

米の俵入は四斗とした。俵入については殆ど記入されていない。立上の記入あるものの端数計算を見ると例外なく四斗を以て一俵としている。俵入の記入あるものは三斗三升というのが二口（宝暦一〇年、三頁、由利領小滝村及び荒瀬郷白木新田村）あるだけである。外に年貢に四斗八升入と側書されたもの一口（文化二年、一三七頁、前記小滝村）ある。これは恐らく俵田渡の俵入と年貢のそれが異なるので特に記されたものであろう。証文類の部に年季譲証文二通が例示されているが、二通共その俵田渡には「納四斗入」と記されている。これらのことから考えると俵入は原則として四斗入であるから、例外の場合だけ特記したものであろう。四斗入以外のものは四斗に換算した。

大豆の俵入は全く記入されていない。これも米の場合と同じ方法で五斗と仮定した。米と大豆の俵田渡が併記され、立上が一口として記入されている場合、立上は四斗一俵として計算されているものも若干あるが、その例は少なく、数量も少ないので、この場合も五斗入と看做して計算した。

俵田渡は集積面積の増加に伴って増加することはいうまでもないが、第二表を補足するため次ぎにその増加状況について簡単に述べる。

明和五年以降の俵田渡米の増加を五、〇〇〇俵単位で区切り、それに達した年を見ると、天明三年（一七八三年）五、〇九一俵、寛政五年（一七九三年）一〇、四一四俵、文化三年（一八〇六年）一五、四〇〇俵、文化十一年（一八一四年）二〇、〇三七俵、天保三年（一八三二年）二五、五〇五俵、文久三年（一八六三年）三〇、二六七俵で、以後減少に転ずる。この転換期は集積面積の場合よりも一〇数年遅い。

新規取入五〇〇俵以上の年を拾って見ると、安永四、五の二年、天明三、五、六の三年、寛政二、三、五、七の

第2表 俵田(畑)渡 (1) 米

				取 入 地		請 返 地		差引累計
				口 数	数 量	口 数	数 量	
					俵斗升		俵斗升	俵斗升
宝歴 9	—	明和 4		45	1,192.11	—	—	1,192.11
明和 5	—	安永 6		125	3,117.09	—	—	3,117.09
安永 7	—	天明 7		167	3,879.14	—	—	6,996.23
天明 8	—	寛政 9		209	4,215.31	—	—	11,212.14
寛政10	—	文化 4		203	4,719.21	12	474.22	15,457.13
文化 5	—	文化14		369	6,393.29	22	657.29	21,193.13
文化15	—	文政10		186	3,024.12	44	865.24	23,352.01
文政11	—	天保 8		315	4,399.19	32	493.17	27,258.03
天保 9	—	弘化 4		167	3,405.39	59	1,184.10	29,479.32
弘化 5	—	安政 2		106	1,262.03	63	907.23	29,834.12
安政 3	—	慶応 3		55	1,514.08	99	1,510.15	29,838.05
計				1,902	35,931.25	331	6,093.20	—

- (備考) 1. 宝歴11, 12, 13年, 安永2, 8年欠。
 2. 請返は寛政12年以降。
 3. 米, 大豆一括されている場合1口と計算した。従って口数は大豆と重複しているものも若干ある。
 4. 俵畑渡を含む。詳細については本文参照。

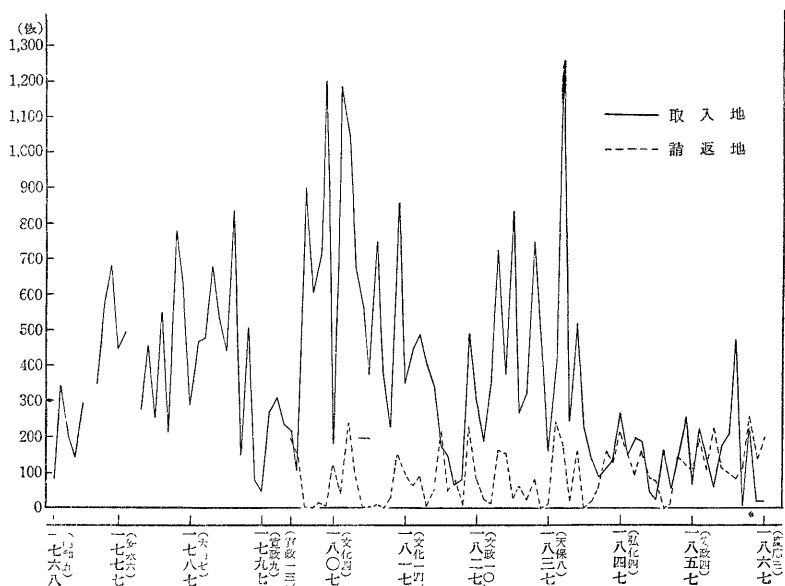
第2表 俵田(畑)渡 (2) 大豆

				取 入 地		請 返 地		差引累計
				口 数	数 量	口 数	数 量	
					俵斗升		俵斗升	俵斗升
明和 5	—	安永 6		13	208.08	—	—	208.08
安永 7	—	天明 7		12	238.09	—	—	446.17
天明 8	—	寛政 9		27	108.47	—	—	555.14
寛政10	—	文化 4		20	170.05	1	49.07	676.12
文化 5	—	文化14		36	196.44	1	3.00	870.06
文化15	—	文政10		3	14.00	1	6.00	878.06
文政11	—	天保 8		29	136.47	7	45.45	969.08
天保 9	—	弘化 4		4	13.38	1	3.00	979.46
弘化 5	—	安政 2		0	0	1	9.00	970.46
安政 3	—	慶応 3		0	0	1	4.00	966.46
計				144	1,086.48	13	120.02	—

- (備考) 1. 明和7年以前の俵田(畑)渡は米だけで大豆はない。
 2. 請返の記録は寛政13年以後だけである。
 3. (1)米の表の備考及び本文参照のこと。

四年、文化一、二、三、五、六、七、八、一〇、一三の九年、文政一三年、天保三、六、一〇、一二の四年、計二三年で、うち一、〇〇〇俵以上取入れた年は文化三、五、六の三年及び天保一〇年の四年である。この増加状況は、天保一〇年を除き取入地面積のそれと大体一致する。天保一〇年が特に多いのは取入面積の記入を欠く六〇〇俵があるためである。取入面積不明の俵田渡はこの外寛政三年三五三俵、文化五年三七俵、天明九年二二俵、文政三年二〇俵、天保九年一一俵を主なものとし、天明九年―安政三年間（天保一〇年を除く）に合計五五六俵ある。これを天保一〇年の六〇〇俵に加えると総計一、一五六俵となる。この面積不明の俵田渡を除外して増加状況を見ても転換期に変化はない。

請返による俵田渡の減少について見ると、請返地の俵田渡が新規取入地のそれを超過する年は享和二年が最初で、集積面積の場合より僅かに早い、大体同じ時期に見られ、その超過を見る年数も集積面積の場合よりも一



第二図 各年取入請返両地の俵田（畑）渡（米）

年少ないだけである。それにも拘わらず、俵田渡の減少期が集積面積の減少期よりも十数年も遅れたとすれば、取入地の俵田渡が請返地のそれより高かったものと見なければならぬ。云いかえると、請返地即ち古い取入地の俵田渡よりも高い俵田渡の土地が多く取入れられたか、又は俵田渡の高い土地よりもその低い土地が多く請返されたかである。この点については後に触れる。

大豆の俵田渡を見るのは明和八年が最初である。その増加状況も大体米の場合と同じであるが、米の場合のように減少に転ずることはない。しかしその量は少なく新規取入一〇〇俵を超す年は文化六年だけであるから、詳細を述べることは略す。大豆俵田渡の少ないのは、基本的には畑の取入の少ないことに因るものであるが、単にそれだけではなく畑の俵田渡が米である場合が多いことにもよるのである。

集積面積の減少期とその俵田渡の減少期にズレのあることは単位面積当り俵田渡が年代によって異なることを示すものである。第三表はこれを見るために作成したもので、第一表に計上された取入及び請返のうち俵田渡が米で、計数に誤なしと思われるものだけを集計したものである。米、大豆一括記入のものは反当俵田渡の計算ができないので除いた。第一表及び第二表では多少計数に疑問のあるものも計算に加えたが、第三表ではこれを除いた。反当俵田渡の計算を正確にするためである。第三表(1)は第一表の口数の八六%、面積の七九%、第二表(1)米の口数の八九%、俵田渡の八八%に当たる。又同表(2)は第一表の口数の九二%、面積の七〇%、第二表の口数の九二%、俵田渡の八九%に当たる。このように割合を異にするが、第三表の(2)は同表の(1)に含まれているものであることはいふまでもない。

(1)表は取入地の平均反当俵田渡を、(2)表は請返地の平均反当俵田渡を示し、(3)表は取入地(1)表から請返地(2)

第3表 反当俵田渡(米) (1) 取入地

	口数	取入面積	俵田渡	反当俵田渡
		反畝歩	俵斗升	石
明和 5 — 安永 6	110	334.509	2,586.05	3.09
安永 7 — 天明 7	142	420.121	3,210.13	3.06
天明 8 — 寛政 9	165	373.107	3,044.36	3.26
寛政 10 — 文化 4	179	682.019	4,309.09	2.53
文化 5 — 文政 14	321	677.623	5,526.32	3.26
文化 15 — 文政 10	171	472.709	2,840.32	2.40
文政 11 — 天保 8	296	578.225	4,381.27	3.03
天保 9 — 弘化 4	145	319.607	2,768.38	3.48
弘化 5 — 安政 4	104	143.123	1,647.18	4.61
安政 5 — 慶応 3	53	167.215	1,490.06	3.56
計	1,686	4,168.608	31,806.16	3.05

- (備考) 1. 第1表の取入から俵田渡が米で、且つ反当俵田渡の計算可能なものだけを集計したものである。
2. 反当俵田渡は面積で俵田渡を除したもの。升未満は四捨五入。
3. 俵畑渡を含む。

第3表 反当俵田渡 米 (2) 請返地

	口数	面積	俵田渡	反当俵田渡
		反畝歩	俵斗升	石
寛政 10 — 文化 4	10	14.724	241.10	6.53
文化 5 — 文化 14	18	55.909	541.19	3.75
文化 15 — 文政 10	41	89.214	794.19	3.58
文政 11 — 天保 8	31	59.626	493.09	3.31
天保 9 — 弘化 4	53	113.803	1,119.23	3.93
弘化 5 — 安政 4	60	121.101	872.26	2.47
安政 5 — 慶応 3	90	155.809	1,341.34	3.44
計	303	610.326	5,404.20	3.54

(備考) (1) の備考参照。

第3表 反当俵田渡 (3) 集積地

	口数	面積	俵田渡	反当俵田渡
		反畝歩	俵斗升	石
明和 5 — 寛政 9	417	1,127.807	8,841.14	3.14
寛政 10 — 文化 4	586	1,795.102	12,909.13	2.87
文化 5 — 文化 14	889	2,416.816	17,894.26	2.96
文化 15 — 文政 10	1,019	2,800.311	19,940.39	2.85
文政 11 — 天保 8	1,284	3,318.910	23,829.17	2.87
天保 9 — 弘化 4	1,376	3,544.714	25,478.32	2.88
弘化 5 — 安政 4	1,420	3,546.806	26,253.24	2.62
安政 5 — 慶応 3	1,383	3,558.212	26,401.36	2.69

(備考) 1. 取入地(1)から請返(2)を控除した残高の累計である。

表) を控除した残高の累計即ち集積地の平均反当俵田渡を示す。これによって取入地の反当俵田渡よりも請返地のそれが高かったことがわかる。これは取入地の平均反当俵田渡よりも高い俵田渡の土地が多く請返されたことを示すものである。その結果、残存集積地の反当俵田渡は減少し、最後の年代では二石六斗九升となる。取入地平均反当俵田渡三石五升に比し、三斗六升の減少である。それにも拘わらず俵田渡の減少期が集積面積のそれより遅れた

のは天保九年以降の取入地の反当俵田渡が高かったためである。即ちその取入地六三町、俵田渡五、九〇〇俵、反均当三石七斗五升で、請返地の平均反当俵田渡より二斗以上も高い。

第 4 表 反当俵田渡の大小別面積 (1) 取入地

俵 田 渡	取 入			百 分 比		
	口 数	面 積	俵 田 渡	口 数	面 積	俵田渡
		反畝歩	俵斗升	%	%	%
0 ～ 1	23	228.617	416.11	1.36	5.49	1.31
1 ～ 2	198	1,094.015	4,639.35	11.74	26.24	14.59
2 ～ 3	332	1,460.920	8,966.17	19.69	35.05	28.19
3 ～ 4	272	705.501	5,946.36	16.13	16.92	18.70
4 ～ 5	179	306.905	3,422.16	10.62	7.36	10.76
5 ～ 6	115	117.807	1,609.33	6.82	2.83	5.06
6 ～ 7	82	67.219	1,060.08	4.86	1.61	3.33
7 ～ 8	49	55.415	1,015.28	2.91	1.33	3.19
8 ～ 9	52	33.706	712.25	3.08	0.81	2.24
9 ～ 10	46	23.406	556.35	2.73	0.56	1.75
10 ～ 11	32	10.300	269.10	1.90	0.25	0.85
11 ～ 12	23	8.725	250.14	1.36	0.21	0.79
12 ～ 13	25	9.327	295.03	1.48	0.23	0.93
13 ～ 14	22	5.214	176.22	1.30	0.13	0.56
14 ～ 15	12	4.502	161.01	0.71	0.11	0.51
15石～	224	36.609	2,307.02	13.29	0.88	7.25
計	1,686	4,168.608	31,806.16	100	100	100

- (備考) 1. 俵田渡には俵畑渡を含む。
2. 反当俵田渡は米である。

第 4 表 反当俵田渡の大小別面積 (2) 請返地

	請 返			百 分 比		
	口 数	面 積	俵 田 渡	口 数	面 積	俵田渡
		反畝歩	俵斗升	%	%	%
0 ～ 1	1	52.101	101.20	0.33	8.54	1.88
1 ～ 2	23	97.709	420.25	7.59	16.01	7.78
2 ～ 3	51	181.611	1,150.09	16.83	29.75	21.28
3 ～ 4	54	137.708	1,198.04	17.82	22.56	22.17
4 ～ 5	35	48.211	544.21	11.55	7.90	10.08
5 ～ 6	20	22.112	309.31	6.60	3.63	5.73
6 ～ 7	16	22.308	343.16	5.28	3.66	6.35
7 ～ 8	8	17.715	323.30	2.64	2.91	6.01
8 ～ 9	5	8.519	177.10	1.65	1.40	3.27
9 ～ 10	12	4.415	105.00	3.96	0.73	1.94
10 ～ 11	13	5.204	136.10	4.29	0.85	2.52
11 ～ 12	3	2.729	80.15	0.99	0.46	1.49
12 ～ 13	7	1.413	44.36	2.31	0.24	0.83
13 ～ 14	4	0.623	22.20	1.32	0.11	0.42
14 ～ 15	4	1.421	53.15	1.32	0.24	0.99
15石～	47	6.107	392.38	15.51	1.00	7.27
計	303	610.326	5,404.20	100	100	100

(備考) (1)取入地備考参照。

平均反当俵田渡は前述の通であるが、反当俵田渡は取入地により著しい差があり、小は一石にも充たないが大は七〇〇石を越し、平均値は殆ど意味がない。このような大差は程度の差はあるが、同一年次、同一地種、同一村、同一譲主の場合でも見られ、これを決定する客観的基準を発見することは全く不可能である。第四表は反当俵田渡が取入地によって異なることを示すため、第三表の面積を反当俵田渡の大小によって組み換えたものである。

その(1)表と(3)表とを比較して見ると、(3)表の反当俵田渡の低い土地の比率が僅かに高まっており、第三表で見た集積地の反当俵田渡の減少と符合する。しかし、その構造に著しい変化は見られない。比較的俵田渡の高い土地が請返されたとはいえ、土地による反当俵田渡の差は依然としてあることを示している。尙ここで注意される

ことは、比較的高い俵田渡の土地が多く請返えされたことは既に見た通であるが、(1)表と(2)表とを比較して見れば明かなように、請返地の構造も取入地の構造と殆ど同じであるということである。即ち俵田渡の高い土地も特に流

第 4 表 反当俵田渡大小別面積 (3) 集積地

俵 田 渡	口 数	面 積	俵 田 渡	百 分 比		
				口 数	面 積	俵田渡
		反畝歩	俵斗升	%	%	%
0 石	22	176.516	314.31	1.59	4.96	1.19
1 ～ 2	175	996.306	4,219.10	12.65	28.00	15.98
2 ～ 3	281	1,279.309	7,816.08	20.32	35.95	29.60
3 ～ 4	218	567.723	4,748.32	15.76	15.96	17.99
4 ～ 5	144	258.624	2,877.35	10.41	7.27	10.90
5 ～ 6	95	95.625	1,300.02	6.87	2.69	4.92
6 ～ 7	66	44.911	716.32	4.77	1.26	2.71
7 ～ 8	41	37.700	691.38	2.96	1.06	2.62
8 ～ 9	47	25.117	535.15	3.40	0.71	2.03
9 ～ 10	34	18.921	451.35	2.46	0.53	1.71
10 ～ 11	19	5.026	133.00	1.37	0.14	0.50
11 ～ 12	20	5.926	169.39	1.45	0.17	0.64
12 ～ 13	18	7.914	250.07	1.30	0.22	0.95
13 ～ 14	18	4.521	154.02	1.30	0.13	0.58
14 ～ 15	8	3.011	107.26	0.58	0.09	0.41
15 石	177	30.502	1,914.04	12.81	0.86	7.25
計	1,383	3,558.212	26,401.36	100	100	100

(備考) 前表(1)備考参照。

地となることなく、大体において取入地の割合に応じて請返えされているのである。

俵田渡の大小は地引の大小と大なる関係がある。反当地引を計算して見ると最低三両から最高九、九〇〇両というものまでである。反当俵田渡はこの差に応じて差がある。要するに反当俵田渡の差は反当地引の差なのである。^(註)第五表はこの関係を示すため、第三表に計上された取入のうちから反当地引の計算の可能なもの、云いかえる^(註)と地引を単一の貨幣に換算できるもの、だけを抽出して作成したものである。その口数は第三表の九三%、面積、俵田渡は共にその九四%に当たる。地引の高い程俵田渡も亦高いことはこれで明かである。両者の増加割合が完全に一致しないのは、後に見るように、地引算定に用いられた利子率が取入によって異なることと年代によって単位貨幣当俵田渡が異なるからである。

(註) 第五表を補足するため反当地引の事例を若干次ぎに示す。

(1) 地引二四両、畑八反、分米二石、俵畑渡大豆八俵、反当地引三両、同俵畑渡大豆一俵、同分米二斗五升、この分米は下々畑四斗より低い(九九頁)。もっともこれは俵畑渡が大豆であるから第五表には含まれ

徳川後期における本問家の土地集積

第 5 表 反当俵田渡大小別面積，俵田渡

反 当 地 引	口 数	地 引	面 積	俵 田 渡	平 均 反 当 地 引	平 均 反 当 俵 田 渡
	両	両	反畝歩	俵斗升	両	石
0～ 15	170	12,421	1,138.001	5,813.30	10.9	2.04
15～ 30	350	30,383	1,554.421	8,501.23	19.5	2.19
30～ 50	313	24,692	658.521	5,597.28	37.5	3.40
50～ 100	332	28,345	416.726	5,986.24	68.0	5.75
100～ 200	195	13,659	102.811	2,243.05	132.8	8.73
200～ 500	144	8,844	32.129	1,358.38	274.7	16.88
500～ 1,000	44	2,612	4.019	383.01	642.8	37.71
1,000～	23	980	701	166.29	1,346.0	94.82
計	1,571	122,391	3,907.609	30,051.18	31.3	3.08

備考 銀は 100 匁 = 1 両と仮定。銀払は極めて少なく、総額で 2 貫 84 匁である。

ない。

(2) 地引三三両、上田一步、分米五合、俵田渡六俵、反当地引九、九〇〇両、同俵田渡七二〇石、同分米一石五斗、この分米は上田の分米で面積に誤のないことを示している。(二二頁)

(3) 地引四三両、田一町三畝一五歩八六、分米一三石三斗二升、俵田渡四〇俵、反当地引四・二両、同俵田渡一石五斗五升、同分米一石三斗弱、大部分中田である。(七一頁)

分米については後に述べる。

二、地引の算定並に取入地の耕作者

土地取入の本質は、前にも触れたように、貨幣を支払いその代償として土地を支配する権利を得ることであり、地引はその権利の対価であると思う。当時の土地制度上から、土地の取入には買戻権留保という制限が附せられていたにせよ、取入者がその土地の年貢を負担し、その土地を使用する者から俵田渡を徴収してその維持管理に当るとすれば、法制上問題はあるにしても、実質的には取入者の所有地といえる。こういう意味で土地の取入であり、そのために支払らわれる貨幣が地引といわれるものであろう。特に年貢、立上が記入されている取入地はすべてこの取入に当るものであろう。ところが、このような土地は『集積過程』に集録された取入総口数の約三分の一に過ぎない。しかし集録された覚帳の口座名から見れば、残りの三分の二も大部分はこのような取入であって、便宜年貢立上の記載が省略されたものではなかろうか。実際、増金又は請返の記録からその記載の省略されているものも多数あることが知られる。当初そうでなかったにしても後にそのように変化したもの又は早晩そのようなものになる可能性をもったものも多数あったことと思われる。それ故に大地主になり得たのであろう。取入の性格がどのよ

うなものであれ、貨幣を介して土地所有の移動が自由となり、一方に不耕作地主が発生し、他方に土地をもたぬ農民が発生したとすれば、俵田渡は耕作者が誰でも負担し得るものでなければならぬ。従って俵田渡は土地生産力を中心に展開するようになる。ところが、俵田渡は前述の通りで、土地生産力とは無関係のように見える。少なくとも三石という平均反当俵田渡から見ると限り無関係といえる。いま当時の生産力を知ることができないが、取入地の分米がその一つの指標となろう。そこでその反当を計算して見ると大体四斗乃至一石五斗の範囲にある。取入地には上、中、下、下々の四等級の記入のあるものがある。この記入のある土地で小面積のものの分米は殆ど例外なく上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、下々田九斗、上畑一石、中畑八斗、下畑六斗、下々畑四斗である。この外「高割合高二石」とあるもの、四斗未満のものも若干あるが、少数で例外と見てよい。前記の土地の品等別区分は年代が変っても変らないようである。だからこれが土地等級区分の標準であつたと思われる。これと一致しない分米の土地は品等の異なる土地が含まれているからであろう。この標準的分米が実際の土地生産力とどの程度異なるかは不明であるが、大部分の俵田渡が既にこれをはるかに上廻り、実際の土地生産力を問題にする必要のない程俵田渡が高いことは明かである。このような俵田渡の成立がどうして可能なのであるか。この問題に接近するため俵田渡と最も密接な関係をもつ地引の算定方法とこのような俵田渡の成立を実際に可能にしている取入地の耕作者について見よう。

(一) 地引の算定方法

地引の算定について記述のあるものは、総取入のうち四口だけである。うち三口は明和二年の取入で、立上米を

「一〇兩ニ付三七俵二分」の相場で評価し、これを「七分二厘カヘ」したことを示している。他の一口は文久二年の取入で「一〇兩ニ付一俵四分二厘場之割ヲ以テ」算定した旨が記されている。この一〇兩に付一俵四分二厘というのは当時の利子の定め方の一慣行である。表現は異なるがいずれも立上を利子率で還元するものである。立上算出のため俵田渡から控除されるものは年貢諸役、定引又は与内米、作人掛、堰人足、草分手間、代家給、谷地守給などで、取入地の維持管理に要する一切の費用である。代家給の如き一般費は各取入地に分配せず、特定の取入地に計上されている。これは代家自身取入地の耕作者なのであろう。注意すべき点は定引又は与内米を経費と看做している点である。これは共に俵田渡の一定の割引（八分、一割というのが多い）で、俵田渡をそれだけ低く定めたと同じことであるのに費用とされている。その理由は不明であるが、これは必ずしも本間家が定めたものではないように思える節がある。^(註)

（註） 定引と与内米との区別は不明であるが、天保九年（二四九頁）に次のような記録がある。「……」は筆者省略部分。

連枝 興屋村 甚 助

（外略）

右……村分御田地一反三畝廿九歩……此畑俵田渡九俵地引金四拾両組畑分文政十三年寅五月同村勘十郎讓同村分御田地渡口六十二俵三斗沢新田村分同断四十四俵三斗九升此一、割与内米同人ヨリ、上納仕来候処滞ニ付右九俵地請取已来手前ヨリ上納仕候事尤御見届申候ニ付地代金為書入候得共地引金ナシニ請取置（傍点筆者）。

これによると与内米は本間家が定めたものではないようである。尚前にあげた書入証文を参照されたい。この書入地にも与内米がある。書入であるから当然なことであるが、俵田渡と利米が異なっており、この俵田渡と与内米は本間家が定めたものでないことが明かである。このような定めのある土地を取入れた場合は譲主の負担であり、俵田渡に変化はないという考え方

から、取入者の定めた定引与内米も経費と看做すものであらうか。

土地を耕作しない者が土地を取入れる場合その土地からあがる俵田渡から地主として負担すべき一切の費用を控除して立上（作徳米ともいう）を計算し、これを利子率で還元し地引を算定することは現代と異なるところがない。しかし、それには俵田渡が与えられていなければならぬ。立上計算は例外なく「何俵俵田渡内御年貢何俵出方残而何俵立上也」と記され、俵田渡は既定の事実のようである。俵田渡の定め方については何も記述されていない。このことから直ちにすべての取入地の俵田渡が定まっていたとは云えないが、取入地のうちには不耕作地主と思われる者から取入れた土地も多く、既に俵田渡の定まっていた土地も多かったと思うが、地引が先ず定められ、その利子として俵田渡が定められた場合もあるように思われる。それは次の例で見ると地引の追加払が俵田渡の増加となつている場合もあるからである。

例一 安永四年取入、地引八八両、下田三畝一二歩、俵田渡二一俵（一八頁）。文化一三年増金六四両二分二朱、外に二九両「二九両ハ俵田渡四俵増ニ付遺ス」（四五頁）。もっとも記録では二一俵のままとなっている。

例二 文化七年取入、田地三畝二九歩、俵田渡四俵（二七頁）。文政三年一二両、俵田渡六俵、「内四俵ハ文化七年十一月取入残二俵ノ地引金也」（二六三頁）。

増金による俵田渡の増加の例は外にもあるが、この二例特に例(二)は、地引とは土地取入というよりも寧ろ俵田渡の取入れであることをはっきり示している。俵田渡が地引の利子として定められるとすれば、高い俵田渡も譲主の信用次第で成立する可能性はある。

次に利子率について見よう。地引算定に用いられた利子率を多数の取入について見ることはできない。俵田渡

である米又は大豆の価格が不明で立上を換価することが出来ないことと各種貨幣の比価不明のため、地引を単一の価幣に換算し得ない場合が多いからである。限られた事例であるが、地引が米又は米札で俵田渡も米であるもの四口、稀に記されている年平均米価又は或取入に記された米価を仮りにその年に各取入に適用することによって計算が可能となるもの三八口、計八二口の取入について地引と立上の比率を見ると、最高二割四分、最低二分一厘という結果を得た。第六表はその間の口数の分布を示したものである。大部分四分から一割一分の間に集中している。しかしこれ等の取入は明和二年から天保一〇年までの若干の年に分散しており、その口数は年によって異なっている。又米札と米の俵入も不明で、すべてこれを四斗入と看做したが、附表(1)で見えるようにその価格は年によって甚しく相違するものがあり(宝暦九年、天明元年)、この仮定には問題がある。調査対象の年次的分布の不整の外にこのような計算上の欠点もあるので、この表から一般的に用いられた利子率を知ることができないが、取入によって利子率は著しく異なるものである、ということはあるだろう。

『集積過程』に例示された証文類によって当時の貸金利率を見ると、無利子は別として、低いものは年五分(三四三頁)、高いものは月一割(三三八頁)である。貸金の利子率が相手方によって異なるのは当時の貸金の特徴で、地引もその例外ではないといえる。

次に利子率の他の形態である一〇両当立上について見よう。これは利子率ではなくて、利子そのものである。米価が明かでなければその率を知ることができないが、一時点におけるその差は利子率の差を示すものである。附表(2)は俵田渡が米で立上の記入あるもの(計数に誤の疑いあるものを除く)七一六口についてこれを見たものであるが、表を簡単にするため、調査対象口数一〇未満の年は省略されている。しかし、これを加えても状況に変化はない。

第6表 地引算定利子率

年 利	A	B	計	摘 要
2～3%	1	—	1	天明9年
3～4	1	—	1	文政6年
4～5	4	9	13	A=文化13年 1, 同15年 3 B=天明9年 1, 文化13年 8
5～6	4	6	10	A=明和9年, 寛政3年, 文化15年, 天保10年各 1 B=明和9年 2, 安永7年 1, 文化13年 3
6～7	5	7	12	A=明和2年, 同6年, 安永9年, 寛政2年, 文化15年各 1 B=安永7年 7
7～8	6	5	11	A=明和9年, 天明元年, 同7年各 1, 寛政2年 3 B=明和6年 1, 安永7年 4
8～9	7	4	11	A=明和4年 2, 安永7年 1, 同9年 3, 天明7年 1 B=天明2年 2, 安永7年 2
9～10	5	4	9	A=安永9年 2, 天明8年 2, 寛政5年 1 B=明和2年 2, 同6年 2
10～11	8	1	9	A=明和4年 5, 天明6年, 同7年, 寛政4年各 1 B=明和6年 1
11～12	1	—	1	天明7年
15～16	—	1	1	明和6年
18～19	—	1	1	明和6年
20～21	1	—	1	天明7年
24～25	1	—	1	明和4年
計	44	38	82	

(備考) 1. A=地引, 立上共に米又は米札のもの。

B=地引米の価格が明かなもの。

2. 明和2年の7分2厘換算のもの3口を加えるときは7～8%層は計14口となる。

(註) ただ年次が降るに従って平均値が小となるだけである。

(註) 省略された最後の年次をその例として示す。

年次	調査口数	最高	最低	平均
文久二年	六	五・二一	四・四〇	四・七五
元治二年	七	三・〇一	二・八〇	二・九七

附表(2)によると安永四年の如きは最高最低の差は倍率で示すと一〇倍に達する。仮りにその年の米価を一〇兩に付四〇俵とすると、その利率は最高四割一分、同四五俵とすると同三割六分、同三五俵とすると同四割六分八厘となる。これで見ると取入によって異なる利子率の巾は第六表で見たよりもっと大きなものであることがわかる。しかし、附表(2)の最大最小の巾は大体二倍内外であるから、その口数の集中するところは第六表と類似したものであろう。

附表(2)を見てすぐ気がつくことは年代を降るに従って平均値が減少することである。これは前にも述べたように必ずしも利子率の低下を意味するものではない。その原因は主として米価の騰貴にあらう。地引が貨幣であり、俵田渡が現物である結果起るものである。

取入の一方法として増金がある。これはその形式が地引の追加払であるから、地引又はその還元利子率を見る場合無視し得ないものである。厳密にいうと増金には三形態がある。その一は既に屢々述べたように年季明に際し又は年季中契約を變更又は更新するに当って当初地引と新地引との差額を支払い、再年季又は永譲の契約をなすもので、俵田渡に變更がないのが特徴である。一般に年季明の場合は永譲となる。稀に「流地増金」というのがあるが、

これもこの種のものであろう。その二はその一と同じだが俵田渡が増加する点が異なる。その三は取入と同時に増金を行うもので、即時増金とでも称すべきものである。この場合、本証文地引（又は地代金）何両、増地代金何両とあり、本契約と増金契約の二つあるのであるがその内容の詳細は不明である。然し、増金の内容は永譲である。このうち第二の場合は当初の地引と俵田渡との關係が、増金とそれによる俵田渡の増加によって変化すれば利子率に変化を来すが、米価不明のためこれを検討することはできないので、ここでは触れない。

讓主は年季明に際し請返すことなく永譲の契約をなし、増金をとった例は非常に多い。この場合俵田渡は従前通り据置かれるのが普通である。前に述べた増金口数約四〇〇の大部分はこの種のものである。従って一〇両当立上は減少する。しかし年季は数十年に及ぶから、米価（俵田渡を米で代表せしめる。以下これに準ず）に変動があるので、このことから直ちに利子率が低下するとは限らない。先ずその実態を見よう。

地引増金共に米又は米札以外の貨幣で支払われ、俵田渡が米で且つ立上の記入あるもの七二口について、当初の地引に対する増金の割合を見ると、多いものは一〇一％で当初地引と殆ど同額であるが、少ないものは一・三％に過ぎない。この割合の大小別口数の分布を見ると一〇％未満二一、二〇％未満（一〇％未満を含まず、以下これに準ず）一五、三〇％未満八、四〇％未満九、五〇％未満一〇、五〇％以上九で、二〇％以下が半数を占める。最高最低の開きは立上の記入を欠くものを含めると更に拡大し、当初地引の三倍に近いものもある。最高最低のこの開きは反当地引の大小、一〇両当立上の多少、年季の長短とは無關係のように見える。^(註)

(註) 次ぎに若干の例を示す。

(1) 文政四年取入。地引三三兩三分、慶応二年増金一〇〇両、上田二六歩、俵田渡六俵二斗、当初反当地引三八九・四両、同俵

田渡三〇石、増金後の反当地引一、五四三・三両、増金までの年数四十六年。当初地引に対する増金の割合二・八七倍。

(2) 天明五年取入。地引二二三両二分、下田五反九畝一七歩、立上四八俵、反当地引三七・五両、反当立上三石二斗二升、一〇両当立上八斗五升九合、文政四年増金三両、当初地引に対する割合一・三％、増金までの年数三十六年。

(3) 天保六年取入。地引二九三両二分二朱、五匁五分、三反七畝一五歩、立上五〇俵三升、反当地引七八・三両、反当立上五石四斗五升、一〇両当立上六斗九升六合、弘化四年及文久三年の二回増金計二九七両、当初地引に対する割合一〇一％、取入より文久三年まで二七年。

(4) 文化一一年取入。地引一二両二分、畑一畝二〇歩、立上一俵三斗二升五勺、反当地引七五両、反当立上四石三斗二升、一〇両当立上六斗、元治二年増金一一両二分、当初地引に対する割合九二％、増金までの年数五〇年。

(5) 安永七年取入。地引九〇両、一反八畝〇一歩、立上二七俵、反当地引四九・九両、反当立上五石九斗九升、一〇両当立上二石二斗、寛政四年増金一〇〇貫文、錢相場不明、天明七年五貫八五〇文、寛政五年五貫九四八文、後者で両替すると一六・八両、その割合一八・七％、増金までの年数一四年。

増金の傾向についていえることは、年代が降るに従ってその割合の増加するものが多くなるということだけである。前記七二口について見ると嘉永三年以後の増金二六口中二一口が三割以上であり、二割未満は二口に過ぎないが、同二年以前の増金四六口中二割以上が一、二、うち三割以上は七口に過ぎない。年代を降るに従って増金割合が増加することは前に見た一〇両当立上が年代を降るに従って減少する傾向と一致するもので、俵田渡に変更がないとすれば、当然あり得べきことである。

増金割合が立上米の価格騰貴率以上である場合は地引還元利子率が低下することは確であるが、米価不明のためこれを見ることはできない。ここでは利子率の大小別に見た取入の構成が増金によって変るかどうかだけを見るに

止める。第七表はこれを見るため、増金前後の一〇兩当立上の大小別取入口数の構成を見たものである。これによると一〇兩当立上が減少するだけで、その構成には殆ど変化はない。従って利子率に変化があるかどうかは不明であるが、各取入によつて異なる利子率の差は増金によつても解消していないといえよう。

土地集積上増金を必要とする根本的理由は、当時の土地制度の關係から取入に買戻權留保という条件が附いてゐることにある。取入地に対し請返の申出があつたとき、取入当時よりも米価が騰貴してゐり、取入当時と同じ条件でも地引が騰貴してゐるとすれば、譲主はこれを請返し、他に譲渡することによつてその差額を取得することができる。故に譲主に請返えす能力はなくても他に土地集積の希望者がある場合には、現取入主はその土地を保有しようと思へば、少なくとも地引の騰貴分だけ追加払をしなければならないだろう。従つて増金の額を定める基本的要因は米価と競争の二つと思うが、地引が前期的貸付資本という性格をもつたため両者がからみ合い、増金が一定の傾向を示さないものであらう。要するにこの種の増金は取入主の土地集積の積極性の現われであるが、取入主がこのような増金をするのは、歸するところ高い俵田渡の取入が可能であるからであり、その背後に譲主がその土地を流地として高い俵田渡から逃れることが困難であるという事情があるからに外ならぬ。従つて大巾の利子率の低下は望めなかつたろうが、競争がある限りその低下もあつたと思われる。

第三類の増金の例は第一類に比すれば極めて少ない。先ず実例を示すと天保三年(二二一頁)の取入に地引金一〇

第7表 増金による
10兩当立上の低下

10兩当立上		当初	増金後
斗	口		
1~2	未滿	0	1
2~3		1	6
3~4		1	5
4~5		2	15
5~6		9	20
6~7		28	17
7~8		10	4
8~9		11	4
9~10		1	1
10~11		2	3
11~12		2	2
12~13		4	0
15~		1	0
計		72	72

五両のうち「本証文地引金六拾七兩三分」残り「金參拾七兩一分増地代金也」というのがそれである。即時増金は享和三年の地引に「増金引」として増金が併記されている四口が最初で、総口数二七程あるが、文政後期までは年季に関する記録を欠き、その目的が永譲にあるか否か明かでない。文政一三年以後の二〇例のうち一八例は永譲である。他の二口は三〇年季で、年季に変更はない。増金割合は取入によって大小区々であること、年代を降るに従って増加することは第一類と同じである。第一類の増金は立上米価格の騰貴と見たが、即時増金にとってはそれは将来の問題であるから、当面の目的としては年季譲を永譲に変更することにあると見てよいだろう。若しそのための増金であるとすれば、年季譲よりも永譲の利子率は低いと見なければならぬ。ところが、年季の有無長短によってそれが異なるか否かを便宜一〇両当立上で見ると殆どその関係は見られない。元治二年の一〇〇年季のものは三〇年季より低いが、それは偶然かも知れない。^(註)

(註) 一〇両当立上は同一年内の利子率の差を示すだけで、指標としては不完全である。故に詳述することを避けて次ぎに二例を示す。万延二年をとったのは口数が少なく、同じ年季のものが二組あり、又元治二年をとったのは極端な年季、地引を含むからである。他の年もこれと大同小異である。

万延二年		年季	
		一〇両当立上	反当地引
		斗	兩
		一一・三七	二〇・七
		二〇	二・三五
		六・二七	二・五六
		二〇	七・四一
		七・四〇	一〇一・八
		三〇	五・七一
		四・七一	二・四二
		五・一五	

三〇	五・三三	六八・〇	三・六二
永讓	七・二七	五一・四	三・七二
永讓	四・七四	八三・三	三・九五
(二) 元治二年			
三一	三・〇一	二五一・七	七・五七
三〇	三・〇〇	六、七〇〇・〇	二〇三・一九
三〇	二・九九	一九四・二	五・八一
三〇	二・九六	四八八・〇	一四・六四
三〇	三・〇〇	三五二・三	一〇・五六
一〇〇	二・八〇	六九九・〇	一九・五九
三〇	三・〇〇	二五四・〇	七・六三

年期明に増金があるとすれば、譲主にとっては年季の短かいことが有利であるが、取入主にとってはその長いことが土地保有の安定を意味する。そこで年季について見ると、享保四年取入地の文化一四年請返（九八年後）、天保六年に一〇〇年以前取入地の増金の例もあるから、一〇〇年季という長期のものもあったと思われるが、文政一年以前は年季の記入を欠くので明かでない。同一二年以降の年季の記入あるもの約五八〇口について見ると、永讓を除けば一〇〇年季は一口だけで他は六〇年以内である。最も多いのは三〇年季で二四四口、次ぎは一〇年季の一三四口である。他は一五年季又は二〇年季が大部分である。初めは一〇年季が多いが、天保六年以降になると三〇年季が多くなる。一般に年代が降るに従って長期化するようで、最初から永讓で取入れたものも増加する。これが

二五口程（前記即時増金を含まず）ある。年季の長期化は取入主にとっては取入の内容が次第に完全な所有への移行を意味する。それ故に即時増金が利子率の低下をかえりみず行われるのであらう。年季と利子率との関係が明かないのは他の条件、例えば譲主の信用の如き、が強く作用しているから年季との関係が薄くなるためであらう。

（二）取入地の耕作者

取入地の俵田渡が土地生産力を超えたとすれば、そのような高い俵田渡を負担することのできる耕作者は誰かが当然問題になる。ところが取入地の耕作者についての記録は極めて少ない。「譲証文作田証文二通取」とあるもの明和四年六口、寛政九年二口、「本証文譲証文小作証文三通取」とあるもの弘化四年一口、宝暦一〇年「譲主何某小作人何某」というもの一口あるぐらいのものである。明和四年及び五年の取入には「譲証文一通取」とあるものと、証文については何等触れていないものがある。証文に関する記録から見ると結局三種の取入があることになる。「二通取」とあるもののうち明和四年の一口は寺有地で、その作人名がある。他は譲主が耕作者である。証文に関する記録の相異によって取入、云いかえると土地の譲渡、の性質に相異があるのかどうかは不明である。試みに「証文類」の部に例示された土地に関する証文と取入の記録との関係を見たが、書入又は引当の記録は勿論、質も年季譲さえも記入洩でその関係を見ることはできない。取入の性質が不明であるから取入地の耕作者についても知ることができない。然し証文なしで取入れることはないのだから、その記録を欠くのは省略されたものであることは明かである。それと同様に譲主と耕作者が同一人であるということから作田証文のことも省略されたものではあるまいか。又その省略には代家制（代家給なる文字は明和六に既に見られる）が充実したことにも関係があらう。屢々代

家らしい者の名儀で取入れたという記録を見るが、その一口にその名儀人から「御田地預書」といったという記録がある（文久二年三一八頁）。然し、省略の基本的理由は譲主が同時にその土地の耕作者であることにあろう。何故なら、土地生産力を超える高い俵田渡に責任をもつべき者はその土地の地引を請取った者以外にはないからである。取入主も亦譲主がその土地の俵田渡を保証しない限り高い地引を支払うことはないだろう。このことは増金についてもいえることである。増金が取入主の温情による単なる贈与であるならば「流地」と「永譲」との間に相差はない筈である。又即時増金による永譲は無意味となる。流地を増金によって特に永譲と称する意味は耕作者がその俵田渡を従前通り負担することにあろう。流地と永譲の差はここにあると思う。

取入地のうちには不耕作地主らしい者から取入れた土地もある。不耕作地主（第一次取入主と仮称）の取入地も同じ理由で、原則として、譲主（元地主と仮称）が耕作しているのであろう。第一次取入主が取入と同じ条件で譲渡するのであれば、その土地の耕作者は引続き耕作し新取入主に対し俵田渡を負担するであろう。屢々増金が元地主に与えられ、譲主と異なる元地主によって請返されている例を見るが、このようなことは元地主が引続き耕作していることによって始めて円滑に行なわれ得るものである。問題は第一次取入主が取入と異なる条件で譲渡する場合もないとは云えないことである。この場合は当然譲主である第一次取入主が責任をもつことになる。そうでなければ耕作している元地主はその譲渡に承認を与えないからである。前にあげた、本間家の取入地の与内米に対し、取入に關係のない第三者がその支払の責任があつて、それを滞つたために本間家がこれを代弁し、その代償としてその第三者に土地を書入れさせた例は、この取入と譲渡との条件の異なる例ではあるまいか。与内米をもと譲主が負担することが明記されたものも一口（弘化四年二、七七頁）ある。定引、与内米が一般的でなく、その与えられる条件

が明かでないのは各取入によって条件が異なるためではないだろうか。これを要するに取入地の耕作者は原則として讓主自身又は元地主であったと思われる。

結　　び

以上集積面積及びその俵田渡を中心に土地集積の実態を見て来たが、若干これを補足して結論にかえる。

(一) 集積面積について

集積面積は水帳面積としては正しい。然し実際面積ではないと思う。その理由は地租改正前後の統計面積に著しい差を見ることがある。取入地の所在地は県外にも及ぶが、主として庄内地方である。明治八年鶴岡県治要覧によるとその管下耕宅地二〇、四一五町余、同九年山形県治要覧（九年八月三県統一）によると、もと鶴岡県管下の耕宅地三九、七九七町余で約二倍となっている。新堀村（現酒田市）では地租改正後耕地は六倍になったという（酒田市新堀支所刊、内藤雅男編『新堀農業のあゆみ』七—八頁）。

(二) 俵田渡について

実際面積が仮りに二倍であったとすれば、前に見た集積面積の反当俵田渡は半減する。しかし尙高率小作料であることに變りはない。（明治一五年県平均反収一石二斗、『山形県米穀流通経済史』附表第一表による。）

前に見た俵田渡は取入条件としてのものであるが、集積面積の大部分は年季明のものであるから、そのうちには流地となったものもあるかも知れない。流地となり自由小作地となれば土地生産力を超える俵田渡は低下するだろう。しかしそれを知ることができない。一般的に流地があるとすれば不耕作地主から取入れた土地のうちに見られ

る筈である。いま一口一町以上の取入地（同一人が数回に亘って譲渡した場合は各一口と計算、取入地によって俵田渡を異にするから。反対に多人数のものが一口として一括されている場合はこれを除いた）七一口（五町以上四、四町以上五、三町以上五、二町以上八、一町以上四九）、面積一五四町についてその反当俵田渡を見ると、最高六石二斗五升、最低六斗、平均二石六斗で概して低い。三石以上は一二口に過ぎない。これを除く五九口について見ると、二石以上三三、二石未満二六である。仮りに前述の仮定で反当俵田渡が半減するとしても、二石以上の俵田渡の場合は耕作者の取米は全然ないか極めて少ない。これは一般に流地による自由小作は極く少なかったことを示すものではなからうか。

年季明後も何等かの条件で譲主が高い俵田渡を負担しなければならないということは、高い俵田渡の土地も亦流地となることなく請返えされる事実と相通するもので、農民が農業を離脱することを困難ならしめる社会的事情によるものであろう。不耕作地主と見られる者からの取入地の増金が譲主でも元地主でもない「地元何某」になされた例（六七頁）があるが、これはこのような社会的事情と関係があろう。

（三）地引について

地引は一般に貸金に近く、地価というよりは対人信用による貸金と見る方が適切である。その信用の基礎は譲主の農業経営その他の財産であることは、極端に高い俵田渡の面積及び俵田渡の絶対量がいずれも小さく、経営によつては負担し得ないものではないことから明らかである。対人信用であることが取入によつて地引を異にし、利子率を異にし、反当俵田渡を異ならしめる原因であると思う。当時は未だ土地生産力に基く地価の形成は未熟であつたといえよう。

（四）利子率について

利子率が一般に低いことは地引の特徴であろう。その理由は不明だが、俵田（畑）渡である米又は大豆の販売利益が勘定のうちに入っていなかったらうか。云いかえれば地引は同時に商人資本として商品集貨の機能もあったのではないかということである。若しそうであるならば地引のこの特徴は当時の土地取入一般についていえることであろう。

(四) 譲主について

一口の取入面積とその反当俵田渡から見ると、農民であるとすれば数町或はそれ以上の大農と思われる譲主が多数ある。特にそれは天保中期以前の取入に多く見られる。時期による譲主の相異は農民層分解の進行に関係があると思われるが、不耕作地主層の生長に関連して、特に注意されることは、この大農と思われる者のうちから多数の代家らしい者が出ていることである。これら大農の経営は土地をこの大農に譲渡した農民の労働に依存したと思われるが、土地を譲渡し代家となった大農は土地とその耕作者を新地主に引渡して経営を縮小し、新地主に代って俵田渡を徴収しただけのものであるか、又は小作農として従来通り経営を継続し、自ら俵田渡を生産したものであるかこれを知るを得ないが、若し後者であるとすれば、俵田渡の負担者は結局はその大農に労働を供する元地主であるから、代家は単なる俵田渡の徴収代理人ではなくて、新地主の土地の経営管理者たるの一面をもっていたといえる。その限りで地主も亦経営者たるの一面をもつといえよう。この点高率小作料の維持存続における地主と農民との関係を知るために研究の必要があると思うが、それは今後の課題である。

附表 (I) 『集積過程』に記載された米価

徳川後期における本問家の土地集積

年 次	米又は米札	代 価	10両当	摘 要
宝暦 3年	札 480.00	両分朱 106.00 77匁7	45.0	年計両替価格
4	米 600.00	133.00 33匁3	45.0	5 月支払地引評価
9	札 455.00	150.00	30.3	6 月 3 日 "
"	" 60.00	15.00	40.0	6 月20日 "
"	米 50.00	12.20	40.0	" "
明和 2年	米		37.2	正月, 地引算定使用価格
6	" 547.00	188.20 12匁	29.0	8 月 8 日 " "
9	" 1,765.00	440.00	40.1	11月支払, 地引米評価
"	" 200.00	51.00	39.2	12月 " "
"	" 150.00	38.00	39.5	" "
安永 7年	" 145.00	43.20 19匁	33.2	6 月 8 "
"	" 120.00	26.20 16匁	45.0	7 月 8 "
9	" 150.00	35.00	42.9	2 月 "
"	" 360.00	80.00	45.0	3 月 "
"	" 430.00	95.20 50文	45.0	" "
"	" 110.00	24.10 19匁4	45.0	4 月 "
"	" 528.00	117.10 8匁7	45.0	" "
"	" 45.00	10 00	45.0	" "
"	" 300.00	62.20	48.0	6 月 "
天明 1年	米札 250.00	69.10 19匁4	36.0	5 月 6 日 "
"	" 290.00	64.10 19匁4	45.0	6 月29日 "
8	" 9.27	3.35両	29.0	5 月
享和 3年	" 20.00	5.30	34.0	年計両替価格
文化 3年	" 170.00	42.20	40.0	4 月15日 地引米評価
" 13 "	米札 42.38 400.00	136.10 4匁73	32.5	年計両替価格

附表 (2) 地 引 10 両 立 上 米

年	次	口	数	最	高	最	低	平	均
				斗		斗		斗	
安 永	3 年		15		20.80		8.75		11.90
	4		21		65.60		6.50		13.23
	5		22		16.67		8.38		11.94
	6		14		18.00		8.00		11.92
	7		16		15.75		10.07		12.62
天 明	1 年		15		16.76		8.76		12.75
	3		16		13.33		5.71		10.41
	6		10		13.13		4.80		10.03
	7		11		11.69		2.80		7.78
	8		16		10.19		6.15		8.26
	9		10		11.26		6.98		9.13
寛 政	2 年		18		14.44		6.50		9.18
	4		17		11.52		3.75		9.16
文 化	6 年		16		8.00		6.00		7.52
	10		23		13.10		4.56		6.71
	12		11		6.15		5.61		5.93
	13		15		8.00		5.71		6.70
	14		17		8.91		5.63		6.48
	15		17		8.00		5.71		6.75
文 政	2 年		11		8.78		6.17		7.55
	4		14		8.23		6.04		7.12
	9		14		8.00		5.02		7.02
	10		20		9.92		6.13		7.07
天 保	2 年		28		8.00		5.00		7.22
	3		38		9.47		5.16		7.56
	4		10		6.98		5.71		6.40
	5		15		10.04		6.29		7.31
	6		11		8.00		4.10		6.57
嘉 永	2 年		11		7.36		5.72		6.72
	3		10		9.00		5.65		6.93
安 政	3 年		10		6.56		5.00		5.45

徳川後期における本問家の土地集積

- (備考) 1. 10口未満の年は省略した。その年の状況も本表と大きな差異はない。
 2. 平均は総口数の平均である。